

# 群馬県適正化通信 NO.181(令和5年10月号)

## 車両の認可車庫への収容徹底のお願い

適正化実施機関が毎年度実施している「休日違法駐車パトロール」において、違法駐車等が確認されると、その都度、該当する事業者等に対して改善指導を行っています。最近では、路上駐車は減少傾向にありますが、自宅等への車両の持ち帰りは依然として多く見受けられます。

過去の適正化通信（No.73・No.81・No.131）で何度となくお知らせしていますが、自宅等への車両の持ち帰りや荷主構内へ留置した場合、対面点呼は実施できません。全国的でも飲酒運転や健康状態に起因する事故、違反が発生している中で、ドライバーの体調や疲労具合、睡眠不足の状態を確認せず、ましてや酒気帯びの状態も不明のまま運行に出すことは危険な行為であり、決して管理している状態とは言えません。記録簿だけ「対面点呼」と記録を残し、つじつまを合わせても、事故や違反等により行政監査が行われた場合には“改ざん”や“不実記載”として事業者に行政処分が課せられる場合もあります。

事業計画は管理の柱です。基本となる柱が崩れれば、全ての管理が崩れます。認可車庫への収容は、運行管理をはじめとする諸管理の基本であり、対面点呼は安全運行の要です。適正化通信No.179号でもお知らせしていますが、国土交通省から遠隔点呼や自動点呼を含んだ「確実な点呼の実施」について注意喚起が出されたところです。改めて、各事業者を始め、運行管理者、補助者の皆様には、社内におけるコンプライアンスの徹底をお願いします。

## 過去4年度の休日違法駐車パトロール実施状況

| 年度 | 令和元年 |     | 令和2年度 |     | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     |
|----|------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|    | 路上   | 空地等 | 路上    | 空地等 | 路上    | 空地等 | 路上    | 空地等 |
| 件数 | 1    | 90  | 0     | 83  | 2     | 97  | 1     | 67  |

### ○一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について（関東運輸局公示）

#### 4. 車庫

- (1) 原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は平成3年6月25日運輸省告示第340号に適合するものであること。
  - (2) 車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、計画する事業用自動車のすべてを収容できるものであること。
  - (3) 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
  - (4) 使用権原を有することの裏付けがあること。
  - (5) 農地法（昭和27年法律第229号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等関係法令に抵触しないものであること。
  - (6) 事業用自動車が車庫への出入りに支障のないものであり、前面道路との関係において車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。
- なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、事業用自動車が当該私道に接続する公道との関係において車両制限令に抵触しないものであること。

## 公 示

### 「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」

#### ○自動車車庫の位置及び収容能力違反

|          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| ①営業所との距離 | 初違反 20 日車 | 再違反 40 日車 |
| ②収容能力不足  | 初違反 20 日車 | 再違反 40 日車 |
| ③その他     | 初違反 10 日車 | 再違反 20 日車 |

#### ○安全規則 第6条

|            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| 自動車車庫の位置違反 | 初違反 10 日車 | 再違反 20 日車 |
|------------|-----------|-----------|

#### 《関連する違反事項》

##### ○点呼の実施違反（点呼が必要な回数100回に対して）

|                |           |           |
|----------------|-----------|-----------|
| ①未実施19件以下      | 初違反 警告    | 再違反 10 日車 |
| ②未実施20件以上49件以下 | 初違反 10 日車 | 再違反 20 日車 |
| ③未実施50件以上      | 初違反 20 日車 | 再違反 40 日車 |

#### ○点呼の記録違反

|             |           |            |
|-------------|-----------|------------|
| 記録の改ざん・不実記載 | 初違反 60 日車 | 再違反 120 日車 |
|-------------|-----------|------------|

#### ○運行記録計による記録違反

|             |           |            |
|-------------|-----------|------------|
| 記録の改ざん・不実記載 | 初違反 60 日車 | 再違反 120 日車 |
|-------------|-----------|------------|

#### ○運転者に対する指導及び監督違反

|         |           |           |
|---------|-----------|-----------|
| ①一部不適切  | 初違反 警告    | 再違反 10 日車 |
| ②大部分不適切 | 初違反 10 日車 | 再違反 20 日車 |

#### ○日常点検の未実施（1台の車両の1月の未実施回数）

|                 |        |            |
|-----------------|--------|------------|
| ①未実施回数6回未満      | 初違反 警告 |            |
|                 | 再違反    | 3日車×違反車両数  |
| ②未実施回数6回以上15回未満 | 初違反    | 3日車×違反車両数  |
|                 | 再違反    | 6日車×違反車両数  |
| ③未実施回数15回以上     | 初違反    | 5日車×違反車両数  |
|                 | 再違反    | 10日車×違反車両数 |

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821